



水質環境基準検討費

平成28年度要求額
182百万円（154百万円）

背景・目的

- 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、健康を保護する観点（健康項目）及び生活環境を保全する観点（生活環境項目）から維持することが望ましい環境上の条件として定められており、常に適切な科学的判断を加え必要な改定を行っている。
- 現在、中央環境審議会において、新たに底層溶存酸素量を生活環境項目環境基準とし、沿岸透明度を地域において設定する目標とする方向で、審議が行われているところ。
- 底層溶存酸素量が基準に設定されると、国が類型指定を行うとされている水域について、類型指定を行うための検討を行う必要がある。また、沿岸透明度が地域において設定する目標とされると、各地域において目標値の設定が促進される施策が必要である。

事業概要

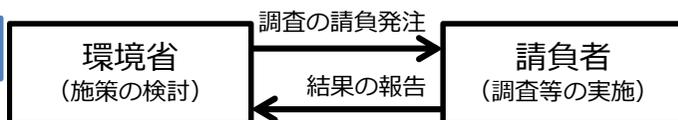
- 環境基準の設定・見直しに係る検討
- 水域類型の指定・見直しに係る検討
- 新たな生活環境項目（底層溶存酸素量）の水域類型指定に向けた検討（新）
- 地域環境目標（沿岸透明度）の設定促進に向けた手法等の検討（新）
- 水環境中における有害物質の存在状況調査の実施
- 水質・底質分析法の検討

事業目的・概要等

期待される効果

- 適切な科学的判断に基づき、必要な環境基準または類型指定の見直しを行うことが、人の健康の保護及び生活環境の保全につながる。
- 水生生物の生息への影響等を直接判断できる指標や、国民が直観的に理解しやすい指標等、水環境の実態を表す新たな目標の設定により、国民の水環境に関する関心が高まるとともに、良好な水環境の実現に向け、各地域における水環境保全施策が促進される。

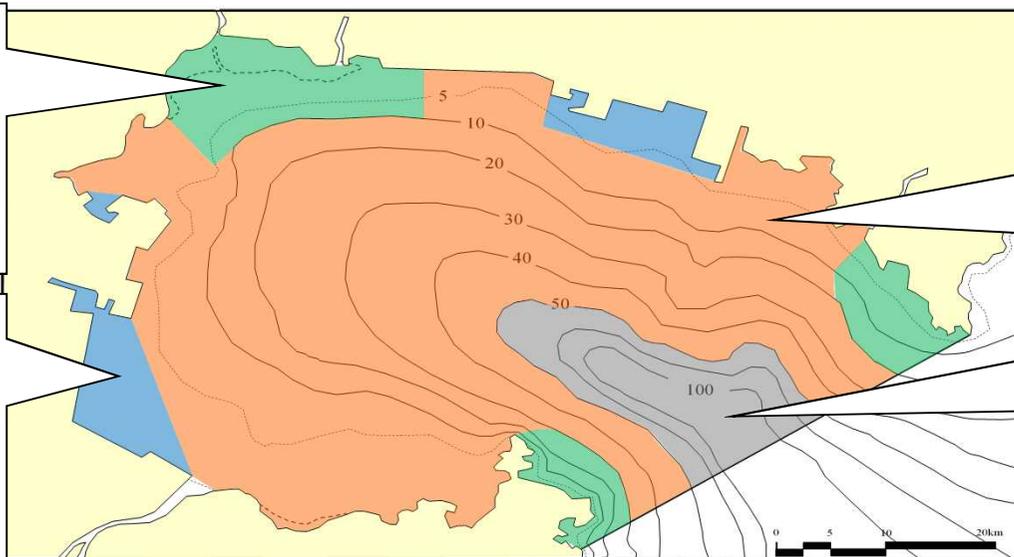
事業スキーム



(例) 底層溶存酸素量の類型指定のイメージ (海域)

イメージ

- 生物1類型：基準値：4.0mg/L
 - ・生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域
 - ・再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生できる場を保全・再生する水域



- 生物2類型：基準値：3.0mg/L
 - ・生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域
 - ・再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域

- 生物3類型：基準値：2.0mg/L
 - ・生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域
 - ・再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域
 - ・無生物域を解消する水域

- 設定除外範囲
 - 自然的要因による水深の深い範囲や、成層、底質の環境が水生生物の生息に適さない範囲等、設定する保全対象種が生息・再生産の場として底層の利用が困難な範囲